

旭医大達第153号

旭川医科大学病院患者総合サポートセンター運営委員会規程を次のように定める。

令和5年12月13日

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学病院患者総合サポートセンター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、旭川医科大学病院患者総合サポートセンター規程（令和5年旭医大達152号）第6条第2項の規定に基づき、患者総合サポートセンター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、患者総合サポートセンター（以下「センター」という。）の運営に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長 2人
 - (3) 病棟医長のうちから 若干人
 - (4) 外来医長のうちから 若干人
 - (5) 看護師のうちから 若干人
 - (6) 医療ソーシャルワーカーのうちから 若干人
 - (7) 事務局長が指名する事務職員 若干人
 - (8) 経営企画部副部長(医療情報担当)
 - (9) その他病院長が必要と認めた者
- 2 前項第3号から第7号及び第9号の委員は、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第7号及び第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(議事)

- 第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、医療支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 入退院センター運営委員会規程（平成21年旭医大達第67号）は廃止する。

【制定理由】

地域医療連携室と入退院センターを統合し、新たに患者総合サポートセンターを設置するにあたり、運営に関する規程を制定するもの。